

○防衛省告示第二百五十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用が令和七年十一月十一日次のとおり決定された。

令和七年十一月十三日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市	国有	土地…約二三、〇〇〇平方メートル 建物…約五〇平方メートル 工作物…ドック	

海上自衛隊が艦艇の入渠検証作業を実施
するため共同使用する。

使用期間…令和七年十一月十三日から同
月二十一日までの間